

給水装置工事施行基準について（抜粋）

1 増設及び改造工事における許可条件

- ① メーター口径（ $\phi 13$ ・ $\phi 20$ ・ $\phi 25$ ）
第一止水栓が敷地内に設置されている場合
 - ・原則撤去すること。既設止水栓が甲型止水栓・ボール止水栓の場合
 - ・敷地境界からメーターまでPE2層管で布設替し、メーターユニット又は逆止機能付止水栓（JWWA認証）を設置すること。
- ② メーター口径（ $\phi 30$ 以上）の場合
既設のメーターの下流側に逆止弁及び止水栓が設置されていない場合
 - ・逆止弁及び止水栓を設置すること。

2 給水装置工事申込書提出要項

- ① 申請書類提出時
（下記の必要書類が提出完了→審査→加入金・手数料の支払い→施工許可証の発行）
 - ・申込書 1部
 - ・位置図 1部
 - ・平面図 1部
- ※ 必要に応じて
 - ・道路断面図
 - ・詳細図
 - ・開始届
 - ・立面図（3階建て以上） 1部
 - ・水理計算書（宅地造成、メーター口径30mm以上の工事、3階建て以上の建築物の工事等）
 - ・メーター口径変更届、給水装置所有者変更届
 - ・道路占用申請書類（穿孔、閉栓工事）
（穿孔工事着手届・道路使用許可書については道路使用許可後、速やかに提出すること）
- ② 竣工検査書類提出時
（下記の必要書類が提出完了→竣工検査→決裁→使用者変更届処理・給水装置工事竣工検査合格証の発行）
 - ・給水装置工事竣工検査請求書 1部
 - ・自主検査書 1部
 - ・平面図 1部
 - ・写真（加圧テスト・静水圧テスト・埋設深度）

※ 必要に応じて

- ・ 利用者変更届
- ・ 立面図（3階建て以上）
- ・ 分岐部3点オフセット図、道路断面図（穿孔工事有）
- ・ 写真（道路工事に関する一連の流れ）
- ・ 写真（第一止水栓の撤去・既設分水閉栓・井戸の切り離し）

3 その他

- ① 計画敷地内に不要な給水管がある場合は分水閉栓すること。
- ② 配水管を露出させる作業は、原則開庁時のみとすること。
- ③ 本指針により難しい場合は、事前協議を行うこと。
- ④ 給水装置特殊器具を設置する場合は事前協議を行い、仕様書を添付すること。

※ 給水装置工事は、個人の負担であり慎重に対応していただくため局への事前協議や問合せを推奨しています。

舗装復旧基準図

